

北海道動物の愛護及び管理に関する条例 のあらまし

施行 平成 13 年 10 月 1 日
(最終改正 平成 18 年 3 月 31 日)

近年、犬やねこなどのペットは、単なる愛玩動物としてだけでなく、伴侶動物（コンパニオンアニマル）と言われるように、家族の一員として安らぎを与えてくれるパートナーとして飼う人が多くなっています。今後も、少子高齢化が一層進み、ペットが人々の生活において重要な位置を占めるようになると予想されます。

その一方で、一部の心ない人により、ペットを安易に捨てたり、不適正な飼い方により近隣に迷惑をかけたり、様々な社会問題が生じています。

北海道では、人と動物が共生できる潤いのある社会作りを目指し、道民の動物愛護精神を高め、正しい飼い方を普及するために、条例を制定しています。

条例の目的（第 1 条）

- 動物の適正な取扱いを推進する。
- 動物の健康及び安全を保持する。
- 動物の取扱いによる人への迷惑を防止する。
- 動物による人の生命、身体又は財産への侵害を防止する。
- 移入動物の野生化を防止する。

飼い主の責務（第 5 条）

- 飼い主としての責任を自覚しましょう。
- 動物の本能、習性等を理解して正しく飼いましょう。
- 動物の健康と安全を守りましょう。
- 動物により人へ危害を加えないようにしましょう。
- 他人へ迷惑をかけないように飼いましょう。



飼い主の遵守事項（第6条）

- 最後まで責任をもって飼いましょう。
- 動物の本能や習性に応じた飼養施設を設け、維持管理をしましょう。
- 飼養施設の周辺や公園、道路などをふんや毛などで汚さないようにしましょう。
- 災害が起きて避難するときには、動物も一緒に避難しましょう。
- 異常な鳴き声や臭いにより、他人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 離乳前の動物を譲渡ないようにしましょう。
- 死亡したときは、その死体を正しく処理しましょう。
- マイクロチップを装着したり、飼い主の名前、連絡先などを書いた首輪をつけるなどして、飼い主がわかるようにしましょう。
- 不幸な犬やねこを増やさないため、不妊手術をしましょう。

犬の飼養（第7条）

- 犬の種類や健康状態に応じて、人に危害を加えない方法で運動させましょう。
- 飼い主の指示に従うように、必要なしつけをしましょう。

猫の飼養（第8条）

- 病気の感染や交通事故をふせぐために、室内で飼養しましょう。

Q

猫を部屋に閉じ込めるのはかわいそうじゃないの？

A

猫を屋外に出すのは、人間の道具としてネズミ捕りをさせてきた伝統的な飼養形態が続いているからです。

しかし、猫は単独行動をとり、狭い範囲でなわばりをつくる動物なので、小さいときからその空間で育ててあげればストレスを感じることはありません。肥満に関しても、動かないときはあまり食べないなど猫自身でコントロールが可能ですし、猫はいろいろなところに飛び乗ったりして立体的に行動するので、室内でも十分な運動をすることができます。

室内で飼うことは猫にとって良いことばかりです。日本中に蔓延している猫白血病（FIV）感染症のように、治療方法のない恐ろしい病気の感染を防ぐことができます。また、交通量の多い都市部での死亡原因の一つになっている交通事故を防ぐこともできます。

かわいい大切な猫だからこそ、大事に愛情をもって室内で飼いましょう。

特定移入動物の飼養届出（第14条）

- プレーリードッグ、フェレットを飼い始めた時は、30日以内に知事に届出をしなければなりません。（届出は無料です。）

特定移入動物の飼い主の遵守事項（第15条）

- 本能、習性について知識を持ち、逃げ出さないように飼いましょう。
- もしも逃げ出して野生化しても増えないように、不妊手術をしましょう。

Q

移入動物って何？

A

移入動物とは、もともとその動物が生息しない地域に他の地域（国内、国外を問わない）から、人為的に移されてきた動物をいいます。

移入動物が逃げ出して野生化し増えてしまうことで、その地域の在来種が追いやられてしまったり、エサとして食べられてしまい、絶滅するおそれがあります。

人間にも直接被害を及ぼすこともあり、農家の方たちが大切に育てた作物を食べてしまったり、人間に感染する病気を媒介する場合があります。

本条例では、このような動物のうち、道内で数多く飼養されていて、野外での繁殖が可能な動物を指定しています。

報告徴収・立入調査（第17条）

- この条例の施行に必要な限度において、動物の飼養状況などについて報告を求めたり、立入調査等を行う場合があります。

犬又は猫の引取り（第18条）

- 犬や猫は家族の一員として、死ぬまで飼うのが原則です。
- やむを得ず飼えなくなったときは、責任をもって新しい飼い主を探しましょう。
- どうしても新しい飼い主が見つからなかったときは、保健所（札幌市内については札幌市動物管理センター）で引き取りますが、安易な飼養放棄については認めません。
- 道立保健所の引取り手数料は、1頭又は1匹につき2,100円です。

措置命令及び罰則（抜粋）（第24～28条）

30万円以下の罰金	○特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための措置命令に従わなかったとき
20万円以下の罰金	○動物の取扱いに起因して周辺環境を損なわせ、措置命令に従わなかったとき ○知事が求めた報告を提出しなかったとき ○立入検査を拒否したとき
拘留又は科料	○特定移入動物の飼養を開始してから30日以内に届出をしなかったとき

※「動物の愛護及び管理に関する法律」で、
犬や猫などの愛護動物をみだりに殺傷したときは、
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、
みだりに虐待したり遺棄したときは、
50万円以下の罰金に処せられます。

お問い合わせ先

支庁	担当	電話番号	住所
石狩	地域振興部環境生活課主査（動物管理）	011-204-5825	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目
渡島	地域振興部環境生活課主査（動物管理）	0138-47-9439	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16
檜山	地域振興部環境生活課自然環境係	0139-52-6494	〒043-8558 江差町字陣屋町336-3
後志	地域振興部環境生活課自然環境係	0136-23-1354	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目
空知	地域振興部環境生活課主査（動物管理）	0126-20-0045	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
上川	地域振興部環境生活課主査（動物管理）	0166-46-5924	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目
留萌	地域振興部環境生活課自然環境係	0164-42-8436	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2
宗谷	地域振興部環境生活課自然環境係	0162-33-2922	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27
網走	地域振興部環境生活課主査（動物管理）	0152-41-0632	〒093-8585 網走市北7条西3丁目
胆振	地域振興部環境生活課主査（動物管理）	0143-24-9578	〒051-8558 室蘭市幸町9-11
日高	地域振興部環境生活課自然環境係	0146-22-9254	〒057-8558 浦河町栄丘東通56号
十勝	地域振興部環境生活課主査（動物管理）	0155-26-9031	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
釧路	地域振興部環境生活課主査（動物管理）	0154-43-9155	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54
根室	地域振興部環境生活課自然環境係	0153-23-6823	〒087-8588 根室市常磐町3丁目28
道庁	環境生活部環境局自然環境課	011-204-5205	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

